

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名称    | 第 2 回 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 開催日時    | 令和 6 年 10 月 31 日（木曜日） 午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 開催場所    | 立川市役所 302 会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 次第      | 1. 事務局あいさつ<br>2. 第 1 回策定検討委員会について<br>3. 事務局骨子案について<br>4. 計画策定スケジュールについて<br>5. その他、次回日程等                                                                                                                                                                                                                           |
| 配布資料    | 1. 第 1 回立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会会議<br>要旨<br>2. 立川市成年後見制度利用促進計画の取組評価から見えてきた課題<br>等<br>3. 第 1 回立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会にお<br>いて委員から出された意見（第 2 次計画の施策体系ごとに整理）<br>4. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画骨子案<br>5. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画事務局（案）<br>6. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定スケジュール<br>7. 計画に掲載するコラム（原稿）のお願い                       |
| 出席者     | [委員]<br>赤沼康弘（委員長）、武田正信（副委員長）、秋野達彦、大輪典子、<br>西村公一、甲康枝、石嶋実、塩野龍也、田所佳洋、泉口哲男、遠藤雅<br>子、水村安代、山本繁樹、伊藤翔、照内潤子、中野るみ子、佐藤岳之<br>[事務局]<br>西上大助（福祉総務課長）、野島一巳（地域共生係長）、<br>山田菜々（地域共生係）<br>[中核機関]<br>〈立川市〉<br>石垣裕美（高齢福祉課在宅支援係長）、<br>片川明夫（障害福祉課障害福祉第三係長）<br>〈立川市社会福祉協議会〉<br>鉢嶺由紀子（総合相談支援課地域あんしんセンター係長）、<br>大島直美、関口まゆ、内藤健太（地域あんしんセンター係） |
| 公開及び非公開 | 公開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 傍聴者数    | 0 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 会議結果    | 以下の通り                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 担当      | 立川市福祉部福祉総務課<br>電話 042-523-2111（内線 1492）                                                                                                                                                                                                                                                                           |

【1. 事務局あいさつ】

【2. 第1回策定検討委員会について】

資料1、資料2及び資料3を参照し確認した。

【3. 事務局骨子案について】

資料4及び資料5について事務局より説明。

<水村委員>

資料5の28ページの成果指標は令和5年12月現在の成年後見制度利用者数である434人と書かれている。その先の令和11年12月が550人。これは高齢増で4%という数字を出したのか。目標値がいまいちわからない。

<事務局>

第1次計画の際の令和2年12月の制度利用者が378人で令和5年12月が434人。この3年間で約60人伸びている。この伸びをそのまま6年後に当てはめ、最低でもこちらの数の利用がある形で支援を行っていきたいと考えている。

<委員長>

現行の伸びをそのまま6年後に当てはめるとこの数字になるということ。それでいいのか、もっとアップすべきか。

<水村委員>

第3の権利擁護支援の体制整備の話もあり、逆にこの数字を設定しないほうがいいのではないかと考えるが。

<委員長>

成年後見制度と第3の支援体制整備との関係がうまく理解できないのかもしれない。事務局から説明いただけますか。

<事務局>

こちらの成果指標は、後見制度利用者数を示している。そのため、第3の権利擁護の体制を築くこととの直接の関係はないと考えているが第3の権利擁護ができたから後見の利用が増えるということは考えていない。逆に認知症の方が、高齢者増になり増加していき、障害者も増加傾向にあるということでは必要な制度利用は進めていきたいといった考え。この数を設定することで、必要な人にサービスが最低限行き届いているのではないのかといった理解で設定している。

<委員長>

第3の権利擁護支援制度を作ることにより、成年後見制度が必要なくなるということではないし、こういった制度ができれば後見制度を利用する人たちがより少なくなるということではない。両方の権利擁護支援という制度を利用し支援の手を差し伸べるという趣旨だと思う。そういった意味ではもっと多くの人に支援をするために両制度を活用して支援をしていくということだと思うが、どうしてその数字になってくるのかは疑問になるかもしれない。だから、場合によっては成年後見制度の利用者数を令和11年12月までにこの数字に設定するとなると、その根拠をどこかで説明するといいかもかもしれない。くどくなるかもしれないが、いきなり数字が出てくると戸惑うかもしれない。

#### <甲委員>

数字で表すととても難しいのかなと思う。私はこれを見て亡くなった方がこの間にいらっしやるだろうし、増える方ももちろんいて、この数字なのかなと感じた。また、第3の制度が変わるのに関しても大体どのくらいいらっしやるのか。市民の方が見たときにもっと増えていないとおかしいのではないかとということで、委員長がおっしゃるように説明が必要と思える。

#### <山本委員>

資料5の1ページ、下から5行目の「また利用者也圧倒的に後見類型に偏り、大きな必要に迫られて利用するという制度になっています。」この大きな必要に迫られてという内容を例えば施設入所にとか、簡単な事例を入れるといいのではないかな。

それと12ページからの立川市の現状と課題で高齢者と障害者の状況、世帯当たりの人口、障害のある方の台帳登録数があるが、ここに例えば市長申立てや報酬助成の件数等の現状取り組んでいることを全体として書き込んでおいた方がいいのではないかなと思う。

32ページの「取組施策1総合的な権利擁護支援策 1. 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進」について。先ほど第3の権利擁護支援のことがあがっていたが、日常生活自立支援事業、東京都は地域福祉権利擁護事業という名称を使っている。高齢者の制度は自立支援事業、これがいわゆる第2の権利擁護支援策という位置づけ。そのため、先ほど事務局から説明があったとおり、成年後見制度の見直しの中で有期的に全部ではないけれどある程度課題が解決した後に成年後見制度を終了して、地域で行う権利擁護の仕組みに戻していくという検討もされているため、その受け皿がこの自立支援事業になると思う。

なので、ある程度方向性が見えているため、ここに記載している日常生活自立支援事業が困難な場合、成年後見制度へという流れの逆パターンがでてくる。成年後見制度の見直しの方向性も含めて成年後見制度が終了した方の受け皿をこの日常生活自立支援事業の充実で作っていくという記載が必要になると思う。見直しが2年間のため、来年あたりに方向性が出てくると思うが、社会福祉法の改正も合わせて検討されているので逆パターンの受け皿もしっかり作っていくという日常生活自立支援事業の位置づけが必要になると感じる。立川は日常生活自立支援事業の都内対人口比の実施件数が断トツ。件数が区部より多くなっており、地域の権利擁護の土台を支えている。そういったことを記載していただけたらと思う。このページの中核機関の取組に、「日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討」というのがあるが、できれば実施方策と実施体制の整備・強化についての検討と記載いただけたらと思う。

このページの下2行「身元保証人・身元引受人等がいらないことを前提とした対応方法」。今、日本の制度は入所、入院含めて家族がいることを前提とした仕組みになっている。一方、厚労省は保証人が居ない方の入院・入所を断ってはいけないという通知を出しているが、実態としてはなかなか行き渡っていない。ここは再度通知を踏まえてこういう状況であってもその人らしく暮らしていけるような地域づくりが求められているため、できる範囲で反映をしていく必要があると思う。

以降、骨子案のためいろいろ書き込みされていくと思う。第1次の計画を見るとイメージがあると思うので、それを十分生かして書き込んでいけばいいのかなと思う。

例えば 35 ページ、「中核機関の取組」にいろいろな書き込みができるのではと思う。

同じく 36 ページの「取組施策 4 1. 担い手の確保・育成」で、今日ご出席の各委員専門職団体の取組で、専門職後見人の拡充の必要性。やはりあんしんセンターが取り組んでいる市民後見人の育成に取り組む必要があると感じている。任意後見利用促進を含めて、先ほどご説明があった市民のみなさんがいかに準備をしていけるかということが非常に重要になるといわれている。ケア分野ではACP、終活等いろいろな言葉があるが、市民の方が自分で準備していけるような周知・取り組みも重要だと思う。後見制度利用促進、周知のところも含めて準備への取組や協働とか重要になってくると思う。

最後 37 ページの「関係機関と連携した取組」で、社会福祉法人以外の法人後見の担い手の育成のところ、社会福祉協議会は引き続き担っていくため、単に「育成する」でいいのではないかなと思う。弁護士法人とかいくつかそうしたところも出てきているので。

<委員長>

少し整理をしたいと思います。まず、立川市の取組、立川社協の取組として実績などを最終的な成案には入れたほうがいい。

それから第3の権利擁護支援体制整備、日常生活自立支援事業との関係、住み分けというか成年後見制度とのそれぞれの役割分担もわかるような記載も必要という感じもするが、最終的にはどのような整備が求められているのか。

それから支援の制度をいくつか作っていくのが、先ほど法定後見制度の改正の中で、いままでは亡くなるまで続くという後見制度をまず期間を設けて有期の制度にする。

もう1つは開始時に課題となった問題が解決したら終了できるようにする。この2つの面からの終了時期は想定されるようになるのではないかな。そのような形で終了したあとの後の支援はどうするのかというところで、日常生活自立支援事業と第3の権利擁護事業の制度が適宜活用されていくということが考えられている。ここまで盛り込むかどうか。第2次計画ができる段階ではまだ中間試案もでていないのでは。ただ、将来的に課題が解決したら終了、期間がきたら終了とされることが見通されるときにどう整理をするかが課題ということは入れてもいいかもしれない。そんなところがいま議論されている。

<事務局>

まず市の実績のところ、市長申立て・報酬助成を行っているため、しっかりと実績を記載したいと考えている。取組施策でもこのあたりはやっていくということを記載する。それから、第3の権利擁護の体制整備の書きぶりを中核機関で話し合い、素案に肉付けしていきたいと考えている。

<委員長>

第3の権利擁護支援体制整備とは、どういうことが今考えられているのか。あるいは、考えようとしているのか。ここで今紹介することはできるのでしょうか。

<中核機関>

高齢福祉課よりかねサポセミナーの案内。

成年後見制度は国が主体、日常生活自立支援事業は都道府県社協が主体となり行っており、第三の権利擁護支援に関しては立川市が主体となり意思決定金銭管理支援を行っていく。検討は高齢福祉課が中心となり対象者は高齢者。実際に金銭管理を行うのは社協や成年後見人ではなく一般の介護保険事業所、金融機関を考えている。二者のやり取りは意思

決定支援サポーターが見守り、法律事務所や生協が監督支援をする仕組みになっている。

<委員長>

その制度はいつ頃をスタートの目安と考えているか。

<中核機関>

民法改正が決まった後のため、それまではモデル事業としてスキームを完成させて、改正されたところで事業にできるかどうかになるため、遅くとも 2030 年くらいを考えている。

<委員長>

民法が改正されて、関連の規則の整備が終わり施行される頃を目安にしたいということ。そういった準備が進むとなるとここにお集まりの方々の団体等に対しても、意見の打診があるかもしれないので、その節はぜひご協力いただきたいと思います。

<大輪委員>

気になった点は、22 ページの市民後見人養成講座の修了者 51 名で登録者 16 名がぐっと減る。養成研修は受けるだけでもいいのかという誤解が生じないように、この数値の在り方をもう少し補足説明してはいかげかなと。せっかく養成研修を受けた方が登録しなくてもいいんだというふうに思われたいような対応があったらいいと思う。

2 点目は 26 ページの全体の数字 4 %を出した根拠。障害者の絶対数が、成年後見制度を利用する絶対数ではない。利用していない障害者もたくさんいる中で、この数値を全体の予測数値にもっていくことがいかげかなとすごく感じた。

<事務局>

先ほどの数字は第 1 次計画でも同様のまとめ方をしており、その数字と比較ができるようにしているが、数字の出し方については再度検討したいと思う。

<中核機関>

22 ページの養成講座は 2015 年から行っており、年齢的に卒業されている方もいらっしゃる。登録は市民後見人として活動したいという方が現在 16 名。そして市民後見人養成講座の修了者 51 名の中には、法人後見支援員はしているが市民後見人の登録はしていない方もいらっしゃる。市民後見人は受けないけれども、法人後見の支援員はしたいという方もいらっしゃるのので 16 名以上の方が活動している。

<委員長>

数字だけ見ると少し疑問がわくため、最終案のときはそのあたりを少し注意書きすれば。

<田所委員>

一般市民だから、法律的な根拠等についていくのにいつも苦勞している。みなさんがお話しているのは全体を通して権利擁護支援を市民の方にどうしていこうかという話。それが一番必要なことだと思っているが、成年後見制度利用促進というと、成年後見制度利用者が何人であるところについてしまいそうな部分がこのタイトルから見える。そうではなく、どう支援していくかを考えるのが必要と感ずるため、サブタイトルをつけることで少しは広がりができるかなと感ずる。

<委員長>

いまのご意見は非常に重要で貴重な意見だと思う。実は各方面から指摘されている。成年後見制度の利用者を増やすことが課題ではなくて、支援を求めている人に権利擁護支援の手を差し伸べることが重要だと。まずはそこが大事だと。そのための手段として、成年

後見制度がある。それをさらに活用していこうという順番。ところが先に成年後見制度利用促進をいれてしまうと今のような意見になってくる。常にそこに立ち返らなければいけないということ。

<照内委員>

当事者としての意見を聞いてもらいたくて今回も参加した。国連からの指示がいろいろあり大きな4つのポイントがこれから変わっていくという話で、それをすごく期待していた。実際に関わってきて苦労してきたことをまとめて話したいと思う。

1点目はやめられない、代えられない。監督人がつき、監督人に説明を求めた。その監督人の弁護士事務所に母をタクシーに乗せて行ったが、「話を聞いてやれない、時間がない、裁判官がやれと言ったからやっている、文句があるなら裁判をしろ」と言われた。やめられない、代えられないは裁判所に話したが、代えてはもらえなかった。

2点目は全て家裁が決めているということがなぜここに出てこないか不思議。何と戦ってきたかといったら家裁と戦ってきた。「これのお金が必要です」「いや、そんなもの必要ない」「これは本人が求めているので使いたいです」「いや、そんな高いもの」、高いといっても10万くらい、かつては10万以内だった。そんな高いもの許さんという感じで何度、家裁と戦ってきたか分らない。それくらい苦しかった。今もそう。家裁は非常にうるさい。この計画に最終責任は家裁がとると書いてあるが、今とらない。これは嘘っぱち。もし、横領されて無一文になり放っておかれたら息子がどうするかは行政、救うのは家裁ではない。結局家裁はなにをするのということになる。そういう意味では家裁とどういう関係なのかさっぱり見えてこないのは不満。

3点目は報酬が必要ということ。お金がない。一生懸命生活しているが、本人のお金を出すにしても、非常に適当にすませる弁護士さんに払わないといけない。監督人にも払った。さいわい監督人だけですんだ。家裁にも何度も、そんなに言うなら後見人代えてやる、いや後見人は続けましたが。これで弁護士にお金を支払うとなれば、倒れたのが若かったから、ものすごい金額になる。そういうこともきちんと書いて欲しいという思いがある。まだ妹も高校生だったから大変だった。報酬が必要になることがどれほど私たちにとって苦しいことかを知ってほしい。なぜ国は出さないのかと思う。生保とか福祉とか、報酬の権利が、

<委員長>

途中で申し訳ないですが、個別事案の問題ではなく全体についてのご意見を。

<照内委員>

死後事務とか、いろいろ困ることが起きる。そういうことも制度の中に入れられるように今後ならないのか。例えば、周知すると何度も出てきているが文言が難しすぎる。立川市はパンフレットを作成しているが、中学3年生くらいの子が読んでわかる内容なのかということ。私が読んでもよくわからなかった。それくらい難しい。それをたくさん広めていこうとする人たちが本当に真剣に考えているものなのかという疑問がある。もっと優しいものをこれから作ってほしい。

それから、親族後見人のことがあまり出てこない。全体の中にもネットワークの中にも出ていない。後見人は今後人手不足となるため、できれば親族後見人を増やしていった方がいいと思っている。立川市でも増えていけばすごくいい形になっていくと思うため、親

族後見人のことも支えてほしい。図の中にも入っていないため、あまり重視されていないと思った。

<委員長>

現在の法定後見制度に対する批判について、成年後見制度のあり方検討会というのが設けられて、今の法制審民法部会の山野目部会長があり方検討会の座長だった。その中で同じような課題もだされた。それをふまえて、それにこたえられるような制度にしていこうというのが今の民法部会での議論。今ご批判のことについてはそのままにしておくのではないと思うが、家裁の運用もかつてと比べるとかなり変わってきた。専門職後見人も含めて本人の意思、生活状況に沿って支援をして、財産を使っていくという運用になってきている。

<照内委員>

本人だけではなく、家族みんなが関係ある。

<委員長>

もちろんそうだが、基本は本人の意思であり本人のための制度。本人にとって、どれだけ必要なのか、家族が本人にとって必要だという意見もふまえながら運用していくということで、それを柔軟な運用をするという方向に今流れているのは間違いないと思う。それがさらに本人の意思を重視するというので、新しい制度の中でどのように流れていくかが今の民法部会の課題だと思う。11月16日に山野目部会長が立川にきて講演をされるということなのでぜひそこを聞いていただいて、また質問をしていただければと思う。

<大輪委員>

34ページの支援体制整備に親族後見人の支援とある。今の意見を聞いたときに、ここをもう少し上に持っていくのはいかがかなと思った。こういう意見の方がこれを見たときに例えば2番目にくるとか、そういう風にさせていただくと目に入るのではないかなと思う。

<委員長>

中核機関が後見人支援という役割を担わされているが、後見人支援はまさに親族後見人支援という位置づけになっていたはず。だから、当然大きな課題として位置づけられていることは間違いないと思う。

<照内委員>

相談するときに社協さんの話が出てくる。家でも夫と話したが、社協さん知らない。社協さんを皆さんが理解しているといいが、もし高齢になり心配になってくると市役所に行くのではないかなと私は思っている。だから社協さんのことをもう少し分かりやすく皆さんに広めないと難しい。うちは息子が障害者だからわかっている。夫は息子に障害があるとわかる以前は社協さんのことまったく知らなかった。なんとか広めないと難しいと思っている。

<委員長>

市役所を知らない人はいないけれども、社協とはと言われたらわからない。

<山本委員>

私も学生の時、知らなかった。入って初めて社協の存在を知ったくらい。委員がおっしゃられたように周知していかなくتهはいけない。今後の地域福祉は専門職もそうだが、市民の皆さん全体で考えていかなくتهはいけないので、周知、コマーシャルに力を入れてい

きたい。

<委員長>

社協の活動についての啓発も必要だということ。

<塩野委員>

〇〇入るまで社協知らなかった。入って初めていろいろ繋がりができて知ったが、たぶん知らない人がたくさんいるのは間違いないと思う。郵便局で成年後見制度を高齢者が元気なうちから周知できればいいと思ったが、社協も周知するくらい。生活すべてにおいてサポートするのが郵便局の仕事の原点にあるとするならば、多岐にわたりいろいろな人がいらっしやる。成年後見制度を元気なうちから知ること、後見人の育成についても周知してもいいと思う。立川市と包括連携協議を結んだことで市の取組としてであれば、ある程度のものが置ける状態になってきているため、うまく利活用していただければ。また地域の困っている方たちが減ればいいと思っているため、そんな形で協力出来ればと思っている。

<委員長>

地域の金融機関の役割というのは、かなり重要になってきているので重視される。第3の権利擁護支援の中でも、地域の金融機関に一定の役割を果たしていただくということが出てくると思うため、ぜひご協力いただきたいと思う。

それから、任意後見制度の準備、活用ということも上がっているが、任意後見制度についても今の仕組みはなかなか利用されにくい。されていないという大きな問題がある。まず、任意後見監督人を選任しなければいけない。監督が非常に重い。それと、監督人の報酬も発生するというようなことがある。もっと利用しやすいものにするためにはどうすればいいか、これもやはり議論されている。このあたりも改正されて、簡易な後見、簡易な監督。そして契約事務をもう少し簡易なものにできないかといったことが議論されると思う。そういったことが具体化されれば、もっと活用されるようになるのではないかな。そして啓発、周知の問題。任意後見制度を周知することも大事。当然この骨子案が正案になる時には、周知ということ要素として書き込まれると思うが、その点大事だということも付け加えなければいけないのではないかなと思う。先ほど、報酬が大変だという意見があった。立川市の成年後見制度利用支援事業で報酬助成もされている。こういったものも充実させていくことが課題になると思う。といったことも期待しながら見守っていくことが必要かなと思う。

<照内委員>

豊島区に終活情報登録事業というのがある。後見制度を利用するほどではなく、今後の自分の生活、子ども、親のことが少し心配だから登録する制度みたいなのは考えられないか。成年後見制度を利用というのは、少しハードルが高い。

<事務局>

実は市長公約の中で、専門職による終活おひとり様相談窓口の創設というのがある。今、市全体でその辺りをどういうふうにやっていこうかという検討をしている。まずは窓口設置だと言っているが、その延長には今ご紹介のあった、豊島区が行っている終活情報登録事業。本人にもし何かあった時にエンディングノートに書かれている内容を、必要な方にお渡しする登録制度を行っている。豊島区や神奈川県の大和市が行っている。そのあたり

も念頭に置き、相談窓口を整備していこうと検討している。今回の第2次計画に書けるかは微妙なところではあるが、市ではそういったことを検討していることは紹介させていただけると思う。

<委員長>

何があんでも法定後見制度を使えということではない。あくまでも法定後見制度を利用するのは補充的なものであり、必要な場合という大前提がある。だから、その法定後見制度を利用しなくても日常生活自立支援事業や第3の権利擁護支援、あるいは身近な者の意思決定支援で賄えるのであれば、まずはそれを最優先させることが重要。今そういった理念が浸透しつつあるのではないかと思う。このあたりを前提として、骨子案を整備していくことになるかと思う。

<秋野委員>

皆さんのご意見をお聞きしながらいろいろ考えさせられた。計画について私の要望みたいなことを少し申し上げると、事務局で作成していただいた計画の骨子について、枠組みというか章を活用してというところについての意見はないが、要望としてはこれから具体化をして、肉付けをしていく作業に入と思う。書きにくいこと、書けないこともあると思うが、出来るだけ具体的に立川の実情や立川がやれるだろうということを盛り込んだ立川らしい計画にしていきたい。

先ほども話があったが、例えば立川には充実した社会資源的なものが多いと思う。多摩地域30市町村の中でもトップの自治体であり、密度的にも内容的にも充実したものがいろいろあると思う。社協さん、あんしんセンターたちかわさん、金融機関でいえばたましんさん、先ほど発言されていたが協力を全面的にしてくださっている郵便局さんがある。私どもの弁護士法人が積極的に法人後見をやっているとか、いろいろ挙げればきりがなが立川ならではの社会資源があり、現在までにやってきていることがあると思うのでそういうことを盛り込みつつそれを発展してこういうことがやれるのではないかというような、具体的な計画に結び付けて書き込めるといいと思う。

そのほかにも立川市は、首長申立ての件数は30市町村で突出して多いという実績もある。報酬助成の規模もほかの類似自治体とは比べ物にならない。立川の計画だということを打ち出すようなものにしていただきたいと思う。それがほかの30市町村にとってのモデルだったり、目標にもたぶんなると思う。ほかの自治体の同じような協議会に出ている、「立川市さんの」という話が結構頻繁に出てくる。新たに計画を作成する時も必ず参考にされている。そういう意味でも、立川市の計画だが多摩地域を牽引するような計画にもなると思うので、そうした視点をもちながら盛り込みにくいことも盛り込み、具体的に分析をしていっていただけたらと思う。

<委員長>

大体、今の意見が総括的な意見になるか。

<照内委員>

最後、法人のことを確認したかったが、社協さんの法人だけではなく他市を含めた法人とのつながりはあるか。例えば国分寺のウィルさんとか専門的なところがあるが、そういうところとの関係はあるか。

＜山本委員＞

ウィルさんをはじめ、弁護士法人やいろいろな法人後見の担い手のみなさん、成年後見を推進している団体と連携を保っており、支援検討会議を各専門職団体の担当者にご協力いただいている。専門職後見だけではなく、候補者の推薦、選任といったことも含めてやっていただいているため、そういった連携はある。

[検討事項]

- ・ 成年後見制度利用者推定の算定に関する事
- ・ 計画のタイトルに関する事
- ・ 親族後見人の支援に関する事
- ・ 日常自立支援生活事業の実施方策、体制整備に関する事
- ・ 金融機関との連携に関する事

【5. その他、次回日程等】

資料 6 を参照しながら今後の策定スケジュールについて確認した。